

とやま呉西消費生活ニュース 2020年 1月号

解約したいけど業者に連絡がとれない!



相談内容

SNSの広告からサイトにアクセスし、サプリメントを購入した。定期コースで、1回目は商品代が無料、送料300円のみ支払った。2回目は4ヶ月分届くとあったので、4袋届くと思っていたら、20袋(39,600円)届いた。そのような記載はなかったと思う。

返品して解約したいが、業者に電話が繋がらない。

アドバイス・注意喚起

通信販売での購入で『解約したくても業者に電話が繋がらない』などの相談が増えています。

通信販売にはクーリング・オフ制度はないので、簡単に解約・返品はできません。事前に契約内容・キャンセル・返品条件等を確認しておきましょう。

また、解約方法について、契約前に電話で確認しておくとういでしょう。

代引きで注文した覚えのない商品が届いたら・・・?



相談内容

夫宛に代引きで荷物が届いたが、夫は不在だったので家族が受け取り代金を支払った。中身を確認したら、注文した覚えのない健康食品が入っていた。夫に確認しても知らないという。返品して支払った代金も返してほしい。

アドバイス・注意喚起

代引きで注文した覚えのない商品が届いたら宅配業者に「受け取りません。」と伝え、送り主の連絡先などの情報を控えたうえで、受け取りを拒否してください。

家族宛で受け取るべきか判断できないときは宅配業者に事情を伝え、いったん荷物を持ち帰ってもらいましょう。

「消費者ホットライン」を知っていますか??

☎ 1 8 8

「市窓口の電話番号が覚えられない」

「休日はどこに相談すればいいの」

そんなときは、「**188 (いやや!)**」にお電話を! お住まいから一番近い相談窓口につながります。

※郵便番号の入力が必要です。

★各市消費生活相談窓口★

高岡市消費生活センター 0766-20-1522

射水市消費生活センター 0766-52-7974

氷見市消費生活相談窓口(市民課) 0766-74-8010

砺波市消費生活センター 0763-33-1153

小矢部市消費生活相談室 0766-67-1760

南砺市消費生活センター 0763-23-2035

「とやま呉西消費生活ニュース」では、呉西6市の消費生活相談窓口が連携し、圏内にお住まいのみなさんに、注目の消費生活相談情報をお届けします!(年4回)



発行: 令和2年1月1日

事務局: 砺波市消費生活センター

